

# 相次ぐ大規模災害を乗り越えるための防災・減災対策について

平成30年7月豪雨災害では、河川の氾濫や土砂災害等が広域・同時多発的に発生し、200人を超える多くの尊い人命が失われた。被災地では、多くの建物をはじめ、道路、河川、上下水道、ため池、鉄道、さらに農林水産業や商工業等にまで広範に被害が生じ、住民生活や経済活動に多大な影響を及ぼし、復旧・復興に向けては豪雨災害として過去に類を見ないほどの費用や時間が必要になると見込まれている。

こうした中、今年は台風第15号、第19号が立て続けに東日本を襲い、甚大な被害が極めて広い範囲で発生し、亡くなられた犠牲者の方々に心からの哀悼の意を表するとともに、全ての被災者の皆さまにお見舞いを申し上げる。

中国地方としても、被災者の皆さまの苦しみをともに分かち合い、そして復旧・復興に向けた強い思いを被災地と共有し、7月豪雨で培った知見を惜しみなく提供するとともに、応援職員を派遣するなど、被災地に対し、できる限りの支援を行う所存である。加えて、この度の台風被害を目の当たりにし、治水対策、土砂災害対策などハード対策に加えて、避難情報の伝達などソフト対策もまだまだ道半ばであることに、改めて強い危機感を覚えるものである。

近年、全国各地で大規模な災害が相次いでおり、これまでの自然災害に対する常識を大きく転換し、来るべき災害に万全の備えを講じていかなくてはならない。7月豪雨災害を経験した中国地方としても、災害からの早期の復旧・復興や、今後想定される災害においても十分に機能する計画的なハード整備に加え、地域防災力の向上に係るソフト対策など、幅広い対策を推進する必要があることから、次の項目について、一層の取組を強く要望する。

## I 相次ぐ大規模災害を乗り越えるための防災・減災対策にかかる要望事項

### 1 被災者に対する支援制度の拡充

(1) 近年、一部損壊被害が大部分を占める自然災害が増加していることに加え、今年発生した台風第15号による住宅被害状況などから、災害救助法による応急修理の支援対象が一部損壊まで拡大する見込みである。こうした検討も進め、被災者生活再建支援制度も含めて、支援対象世帯を拡大するとともに、同じ災害で被災しても適用地域と非適用地域が生じる不均衡を解消すること。

- (2) 被災者一人ひとりに寄り添った包括的な支援を中長期的に実施する「地域支え合いセンター」や「こころのケアチーム」などの「平成30年7月豪雨生活・生業再建支援パッケージ」で措置された被災者への総合的な支援については、現行の補助率を維持した上で、複数年にわたり継続的に実施すること。
- (3) 被災した児童生徒の心身の手厚いケアや児童生徒のおかれた環境の改善、また学習支援等のため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置拡充や学習サポート等を行う教育活動支援員等の配置、心理検査の実施について、補助率のかさ上げ等財政支援を拡充すること。
- また、被災により就学困難となった児童生徒が安心して学校に通えるよう、学用品費等の支給や奨学金の貸与、通学手段の変更を余儀なくされた生徒に対する通学費の補助、学校法人等による授業料等の軽減などに対し、より一層の財政措置を講じること。
- (4) 学校など避難所としての役割を担う施設については、バリアフリー化などの機能整備に加え、クーラーの設置やトイレの洋式化などの環境整備のための財政支援をより一層拡充すること。
- (5) 応急仮設住宅の供与期間については、原則2年間とされているが、応急仮設住宅等に入居している被災者の多くは、復旧事業や災害公営住宅建設の進捗状況など、現在でも生活再建に様々な課題を抱えているため、やむを得ない理由により、供与期間中の自立再建が困難な世帯については、供与期間を延長するとともに、必要となる財源を確保すること。

## 2 大規模災害からの復旧・復興に向けた地方財源等の確保

- (1) 激甚災害制度による特別の財政支援について、より被災自治体の実情に即した制度とするため、標準税収入額に対する自治体負担額の下限基準を緩和し、当該緩和部分についても、被害規模に応じて段階的に補助率をかさ上げするなど、標準税収入額や被害規模の僅かな差で被災自治体への財政助成に大きな差が生じないようにすること。

また、局地激甚災害制度についても、公共土木施設等における標準税収入額50億円を超える自治体の指定基準及び農地等における災害復旧事業に要する経費の下限基準を見直すこと。

(2) 大規模災害時の倒木や漂流物等の除去、施設修繕などの応急対応について、二次災害の防止や今後の台風等からの防災・減災等に資することから、国庫補助事業である災害復旧事業の対象とすること。

(3) 本格的な復旧・復興には多くの時間と経費が必要と見込まれることから、国庫補助の手厚い配分や補助率のかさ上げ、特別交付税の特例的な増額配分など、国において中長期的な財政支援を行うとともに、災害復旧事業及び災害関連予算の確保を行うこと。

### 3 住民の主体的な避難を促す取組の推進

(1) 住民に災害から命を守るための主体的な行動を促すため、土砂災害警戒区域や浸水想定区域等の指定後においても、実際の住民の危険回避行動につながる取組を国として強化するほか、地方自治体の取組への新たな支援制度を創設し、継続的な支援を行うこと。

「住民が取るべき行動」と「行動を住民に促す情報」を関連付ける警戒レベルの導入について、住民が理解できるようわかりやすく伝え、さらには住民の行動にしっかりとつながるよう、国においてもあらゆる広報手段を活用して周知するなど取組を徹底すること。

(2) 住民の主体的な避難を促すため、市町村が負担している指定緊急避難場所・指定避難所の開設や運営費用について、継続的な財政支援制度を創設すること。

(3) 災害リスク情報を住宅購入者等に周知するため、市町村が作成したハザードマップを宅地建物取引業法における重要事項として位置付け、取引時の説明を義務づけられるよう法令の改正を行うこと。

## 4 総合的な治水・土砂災害対策の推進

- (1) 平成30年7月豪雨災害では多くの箇所で越水や堤防の決壊が発生するとともに、土砂・流木の流出による被害が発生していることを踏まえ、中小河川における治水安全度の再検証を行い、堤防の整備、河道掘削などの治水対策と、砂防えん堤や急傾斜地崩壊防止施設の整備などの土砂災害対策を迅速かつ強力に推進するとともに、ダム放流時も含めた安全対策を講じ、これらに必要な財政措置を講じること。
- (2) 近年の多発する豪雨によって、甚大な土砂災害、山地災害を被った箇所では、地盤の緩み等により、より少ない降雨で土砂災害が発生する懸念があることから、災害復旧事業による原形復旧のみにとどまらず、早期に災害の再発防止措置を講じる必要があるため、被災地で現在進めている砂防・治山事業などの土砂災害対策が早期に完了し、安全性が向上するよう特段の配慮をすること。

## 5 道路・港湾・空港・上下水道施設等の防災対策の推進

大規模災害時の被災者支援や復旧資材の輸送を迅速かつ確実に行うために必要不可欠な道路、港湾、空港等の交通インフラや、住民生活や社会経済活動に重要なライフラインである上下水道施設について、耐震化や土砂災害等防止対策、被災後の早期復旧を推進する地方の取組を支援すること。

## 6 災害に対するライフライン対策の強化

今年発生した台風第15号や第19号により、被災地では広範囲で長期に亘る大規模停電や通信障害が発生したほか、断水や交通機関の不通などライフラインが深刻な被害を受け、住民生活や地域社会、さらには地域経済に甚大な影響を及ぼすこととなった。

今回の被災状況を踏まえ、電力事業者等のライフライン関係事業者と行政が速やかに連携し、災害復旧できるよう、国として総合的な支援をすること。特に、電力事業者及び通信事業者に対して、災害に強い施設・設備の整備や適切な情報発信に向けた体制強化を働きかけるとともに、施設・設備基準を点検し必要な見直しを行うなど、平常時から万全な対

策を講じること。

## 7 産業復興に向けた支援

「平成30年7月豪雨生活・生業再建支援パッケージ」で措置された中小規模事業者の支援等（グループ補助金）、農林漁業者の支援（被災農業者向け経営体育成支援事業等）などについて、復旧が完了するまで継続的に実施すること。

## 8 災害応急体制への支援

- (1) 近年の気候変動に伴う自然災害の増加の実態を踏まえ、今後起こりうる災害への対処能力を高め、災害警備活動を強化するため、必要な装備資機材の整備充実を図ること。
- (2) 消防防災ヘリコプターの運航体制を強化し、2人操縦体制による安全運航が求められているが、操縦士が不足しており確保が困難な状況であるため、国においても航空業界等に対して積極的に操縦士の増員を働き掛けるなど、技量・経験のある操縦士の育成・確保の対策を講じるとともに、地方自治体において2人操縦体制を構築するための財政支援を行うこと。

## 9 大規模災害時における広域支援・受援体制の確立

「被災市区町村応援職員確保システム」に係る対口支援や災害マネジメント総括支援員の派遣等について、平成30年7月豪雨災害における運用実績を踏まえ、広域応援・受援体制の更なる充実を図ること。

また、災害復旧事業や被災者への福祉・保健分野でのきめ細やかな支援を行うためには、土木技師、農林技師、保健師等の専門職員が、今後とも相当数必要と見込まれることから、全国知事会、全国市長会、全国町村会と連携し、被災県及び被災市町村が必要とする専門職員を中長期的に派遣するために必要な措置を講じること。

さらに、応援職員については、災害対策基本法により、その費用は原則被災団体の負担となっていることから、被災団体への特別交付税措置

を行うなど、職員派遣や受入などに要した経費について、応援・支援団体双方に負担が生じないよう必要な措置を講じること。

## II 防災・減災対策に係る共通要望事項

### 1 災害に強い国土づくりに向けた防災・減災対策の推進

(1) あらゆる災害の未然防止と発災後の迅速な対応のため、治水及び高潮・津波対策、液状化対策、ため池対策、流木対策や土砂災害対策等の必要なハード整備に対し、防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策事業及び緊急自然災害防止対策事業が創設されたが、地方が取り組む緊急対策について、必要な予算を確保すること。

また、3か年対策後も必要な財源を安定的に確保し、これまで以上に強靭な国土づくりを強力かつ継続的に進めるとともに、有利な地方債制度である緊急自然災害防止対策事業債を継続するなど、必要な財政措置を講じること。

(2) ため池の被災に起因する下流への被害発生防止と住民による迅速な避難行動を促すため、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づく対策が着実に推進できるよう、必要な財政的支援を継続的、安定的に確保すること。

また、国の新たな基準に基づく再選定により、大幅に増加した防災重点ため池に対する地方が行う防災・減災対策の取組に必要となる予算を確保するとともに、ハザードマップ作成などに対する定額助成を継続すること。

(3) 災害応急対策の拠点となる庁舎や避難所となる学校などの施設、不特定多数の者が利用する大規模施設、また、住宅や社会福祉施設等について、建築物等の耐震化のための財政支援をより一層拡充すること。

特に、住宅の耐震化は、様々な地震対策の前提条件となるいわば“入口”に位置付けられる最重要施策であることから、防災・安全交付金の重点配分対象事業とするなど、確実な財源措置等を行うこと。

また、住民の信頼を損なう免震・制振用ダンパー不適合について、不適合製品の交換が速やかに実施されるように、責任をもって対応すること。

(4) 豪雪時を含む大規模災害時における緊急輸送道路やネットワークの代替性を確保し、強靭な道路ネットワークを構築するため、山陰道をはじめとした高速道路のミッシングリンクの解消や暫定2車線区間の4車線化の早期実現、また、地域高規格道路の整備促進を図るとともに、それらを補完する国・県道の整備促進のために必要な予算を確保すること。

併せて、豪雪時の大規模な車両の滞留や除雪作業による長時間の通行止めの発生を回避するため、国及び各県が連携した除雪体制の構築や情報共有の推進などソフト対策の強化を図ること。

また、平成30年3月の道路法改正により創設された「重要物流道路等」については、本年4月に一次指定が行われたところであるが、今後の指定に当たっても、地域の意見を十分に反映するとともに、指定された路線の整備が進むよう、補助制度の拡充・予算の重点配分等による財政支援を行うこと。

(5) 豪雪時における長時間にわたる公共交通機関の運休・欠航は、住民生活に多大な影響をもたらすことから、豪雪時に公共交通車両の円滑な移動等に対応するための施設・設備の整備や、列車が立ち往生した際に乗客に配布するための緊急物品の備蓄等について支援すること。

(6) 防災・減災対策を着実に推進するため、緊急防災・減災事業債の恒久化、対象事業の更なる拡大及び要件緩和など起債制度の拡充を含め、確実な財源措置等を行うこと。

(7) 南海トラフ地震などの甚大な被害想定を踏まえて、全国的に災害派遣医療チーム（D M A T）、災害派遣精神医療チーム（D P A T）のチーム数を増やし、災害急性期に被災地外から大量かつ切れ目なく投入できる体制を構築するとともに、医療モジュールと運営人材を迅速に配置する体制を早急に整備するなど、被災地外からの人的・物的支援体制を国を挙げて強化すること。

また、災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）について、全国的な整備促進や応援・受援調整の体制を構築するため、公衆衛生人材の育成を継続するとともに、D H E A Tの養成、編成及び運用について、補助対象経費の拡大等も含め必要な措置を講じること。

- (8) 医療機関の耐震化や高台移転、資機材の整備、救護活動にあたることができる人材の育成・確保、BCP(事業継続計画)や避難確保計画等の整備促進など、災害時の医療救護体制を充実させる取組に対する財政的支援や技術的支援を一層充実・強化すること。
- (9) 国の「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策事業」に位置付けられた災害拠点病院のライフライン設備(非常用自家発電設備、受水槽、給水設備、燃料タンク)整備に対する国庫補助制度について、各病院の設備強化が円滑かつ早期に進むよう補助率の嵩上げ等も含め必要な措置を講じること。

特に、膨大な容量が必要となる受水槽については、新たな土地の取得や賃借に係る費用に特段の財政措置を講じること。

## 2 気象・火山・地震の監視・予測システムの強化

- (1) 局地豪雨や竜巻などによる突発的な自然災害を早期に予測し、情報を提供するシステムを開発するとともに、雨量情報を高精度でリアルタイムに提供するなど、集中豪雨観測の強化を進めること。
- また、夜間・早朝に避難することを避けるため、明るいうちに避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告の発令の判断ができるよう、12～24時間先の降水予測(メッシュ情報)の精度を高めること。
- (2) 火山災害から人命を守るため、監視・観測体制の充実・強化や予知に関する技術開発を進めること。
- (3) 地震に係る防災・減災対策を加速するため、活断層(未確認断層を含む)の実態など、これまでに十分な知見が得られていない地域の地震等に関する調査研究を推進し、調査結果を早期に公表するとともに、内陸直下型地震の対策強化を図ること。

## 3 社会資本の適正な維持管理の推進

国民の貴重な財産である社会資本を次世代に確実に引き継ぐため、既存施設の維持管理・修繕・更新を適切かつ確実に進めることができるよ

う、点検等に係る起債制度の拡充、補助及び交付金制度の要件緩和や国費率の嵩上げなど、地方等への財政支援の拡充により社会資本の適正な維持管理を推進・強化する地方の取組を支援するとともに、確実な財源確保を行い、その配分に当たっては、地方の要望を十分反映し地方の実情に即したものとすること。

また、維持管理・修繕・更新に関する技術開発の推進や技術者の育成など、社会インフラの老朽化対策を着実に推進すること。

さらに、道路の落石事故防止等の安全確保対策に積極的な支援を行うこと。

併せて、下水道については、国の財政制度等審議会において、下水道事業に対する国の財政支援は、未普及対策と雨水対策に重点化していくべきと提言されているが、極めて公共性が高い役割を担っていること等を踏まえ、引き続き、老朽化対策への国庫補助制度による適切な財政支援を行うこと。

#### 4 企業の防災・減災対策の推進

企業の防災・減災対策に対する優遇税制の整備や中小企業に対するB C Pの必要性についての意識啓発、策定・見直しへの支援を行うこと。

#### 5 大規模災害時における被災地の支援方策の確立

(1) 大規模災害時における被災地の支援については、国・自治体・民間事業者等の基本的な役割分担に基づき、連携して迅速かつ的確に実施することができるよう、国において制度を検討・創設すること。特に、被災者一人ひとりに寄り添い、個々の事情に応じた生活復興プランを地域のN P O法人や専門家（弁護士、建築士、ファイナンシャルプランナー等）等と協力して策定し、専門家等によるチームで支援を行う「災害ケースマネジメント」が、被災者の生活復興に大きな効果があることから、この支援について国において制度化すること。

(2) 災害対応に習熟している職員は自治体においてごく少数であり、人員不足等に起因する災害発生時の初動の混乱を最小限とするため、総合防災システム、被災者台帳システム等の防災関係システムを統一化

することが非常に有効であることから、国が主導して全国統一のシステムを導入すること。

## 6 原子力防災対策の強化

- (1) 「原子力災害対策指針」等を踏まえた、県、市町村が行う地域防災計画（原子力災害対策編）の改定や福島での事故を踏まえた防災対策の充実について関係する省庁が連携する体制を強化の上、国が前面に立って調整し、財政支援を含め必要な支援・協力をを行うこと。
- (2) 万が一行政機能を移転せざるを得ない場合の移転先における必要な資機材整備などについて財政支援を行うこと。
- (3) 地方自治体の原子力安全・防災対策に従事する職員の人事費など必要な経費について財政措置を講じること。

令和元年10月21日

中 国 地 方 知 事 会

鳥取県知事	平 井 伸 治
島根県知事	丸 山 達 也
岡山県知事	伊原木 隆 太
広島県知事	湯 崎 英 彦
山口県知事	村 岡 翳 政